平成２９年（フ）第３３７号
高知市井口町64番地
債務者　澤谷　久子
1　決定年月日時　平成30年３月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月16日まで
高知地方裁判所破産係

平成３０年（フ）第２０号
高知県香美市土佐山田町山田1759番地
債務者　石川　則行
1　決定年月日時　平成30年３月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月16日まで
高知地方裁判所破産係

平成３０年（フ）第３２号
高知県南国市大埇甲2036番地　沢村アパート
債務者　中山　智惠
1　決定年月日時　平成30年３月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月16日まで
高知地方裁判所破産係

平成３０年（フ）第５号
北海道滝川市泉町２丁目９番50号
債務者　鈴木　貴久
1　決定年月日時　平成30年３月22日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月17日まで
札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２９年（フ）第４２２号
岩手県紫波郡紫波町北日詰字東ノ坊40番地11
債務者　石川　哲弥
1　決定年月日時　平成30年３月22日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月17日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成３０年（フ）第３７号
盛岡市青山３丁目６番33号、旧住所東京都西東京市東町２丁目１番19号　フレンドエトワール103号
債務者　金澤　芽衣
1　決定年月日時　平成30年３月22日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月17日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成３０年（フ）第７号
岡山県真庭市粟谷938番地、前住所岡山県真庭市大庭793番地１
債務者　稲田　幸雄
1　決定年月日時　平成30年３月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月17日まで
岡山地方裁判所津山支部

平成３０年（フ）第１３号
岡山県津山市高野本郷1279番地11　リファインドパレス205
債務者　西森　芳博
1　決定年月日時　平成30年３月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月17日まで
岡山地方裁判所津山支部

平成３０年（フ）第２１号
香川県高松市鬼無町佐料30番地
債務者　香川　桂子
1　決定年月日時　平成30年３月22日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月17日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成３０年（フ）第４９号
香川県高松市伏石町2034番地６
債務者　西村　拓真
1　決定年月日時　平成30年３月22日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月17日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成３０年（フ）第１６号
福岡県大牟田市八本町97番地５　メイゾン202号
債務者　福本　**靜穂**
1　決定年月日時　平成30年３月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月17日まで
福岡地方裁判所大牟田支部

平成２９年（フ）第２２３号
長野市大字栗田604番地５
債務者　中村　　泉
1　決定年月日時　平成30年３月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月18日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成３０年（フ）第３２号
長野市大字高田785番地８　タウニィ中沢101
債務者　松山美由紀
1　決定年月日時　平成30年３月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月18日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成３０年（フ）第３４号
長野市川中島町原1199番地３
債務者　安達　博子
1　決定年月日時　平成30年３月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月18日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成３０年（フ）第３９号
長野市大字安茂里1745番地21
債務者　植木志緒子（旧姓田村）
1　決定年月日時　平成30年３月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月18日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成３０年（フ）第４３号
長野市栗田695　栗田病院内　別館３Ｂ、住民票上の住所長野県須坂市北相之島90番地
債務者　佐藤　祐一（旧姓湯本）
1　決定年月日時　平成30年３月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月18日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成３０年（フ）第４４号
長野市大字安茂里7893番地２　メゾンヤマショー201号
債務者　竹内　絵里（旧姓大久保）
1　決定年月日時　平成30年３月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月18日まで
長野地方裁判所民事部破産係